

令和7(2025)年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験問題(第2次)

試験科目名： 国際法

持込み等： 有斐閣刊行の国際条約集(書き込みのないもの)

以下の第1問、第2問に答えなさい。

第1問

現代の武力紛争への対処における国際法の役割と限界について、具体的な紛争事例を引用しつつ、また関連する条約、判例などにも言及しながら、具体的に論じなさい(50点)

第2問

次のうちから2つを選び、適宜関連条約、判例、事例などに言及しながら、具体的に説明しなさい。(各25点)

- (1) 国際法における強行規範(ユス・コーゲンス)
- (2) 海洋法における便宜置籍船問題
- (3) 人権条約における履行確保制度

令和 7 (2025)年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験問題(第2次)

試験科目名: 知的財産法

持込み等: ・判例のない法令集(1冊)

問1. (計60点)

Xは日刊新聞を発行している新聞社である。YはXに雇用されている新聞記者であり、主としてS市市政に関する取材と記事の原案の作成を職務としている。

Yは、S市のオリンピック招致の問題点を明らかにする特集記事をX新聞に掲載することを思いつき、職務時間中に取材を敢行した結果、1,000字程度の記事の原案を作成した。しかしYの原案は、S市の現職市長の方針を批判するトーンで書かれており、X新聞上層部の編集方針に沿わないものであったので、X社内の編集会議は、Yの原案を採用せず、その掲載を見送ることに決定した。

掲載見送りの決定に憤慨したYは、Xの許諾を得ることなく、自らの氏名を付したうえで、自己が開設しているブログにその記事をアップロードした。

(1) (20点)

日本国著作権法15条1項における職務著作制度について説明せよ。

(2) (40点)

X社は雇用している記者の作成する記事その他の著作物の取り扱いについて、特段の定めを置いていない。またX社の方針として、X社が雇用する記者の作成した記事が紙面に掲載される場合は無記名記事とすることが原則であった。実際、Y作成にかかる記事はこれまでも何度かX新聞に掲載されているが、掲載の際にYの名義が付されたことは一度もなかった。

この場合、新聞社Xは、記者Yに対して著作権法に基づきどのような請求ができるか。理由とともに述べよ。

2. (40点)

特許権の存続期間は、原則として出願日から20年間である。特許権の存続期間が20年間と定められた趣旨を述べよ。また、特許法67条4項の存続期間の延長制度について概要を説明し、その趣旨を述べよ。

以上

令和 7 (2025) 年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験問題 (第 2 次)

試験科目名： 国際政治

持込み等： なし

第1問 次のテーマから1つを選択して、説明しなさい。(50点)

1. 民主的平和
2. 開発援助
3. 国際司法裁判所

第2問 「政治的指導者の属性や性格、イデオロギー、過去の経験などはその国の対外政策に影響を与える」という主張について、肯定する見解と否定する見解をそれぞれ提示した上で、いずれがより妥当であるかを論じなさい。(50点)

令和7(2025)年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験問題(第2次)

試験科目名： 行政法

持込み等： 判例のない法令集(1冊)

Xは、道路運送法5条に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を受けた上で一般乗用旅客自動車運送事業(法3条1号ハ)を営む所謂「タクシー事業者」である。Xが許可を受けて営業している区域は、H県S市(県庁所在市)とその周辺であり、当該営業区域は、道路運送法施行規則5条に基づきS交通圏に指定されている。S交通圏を管轄しているのは、S地方運輸局(国土交通省の地方支分支局)である。S地方運輸局の局長Yは、2020年4月1日付けで、旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)22条1項に基づき、S交通圏におけるタクシーの乗務距離の最高限度を定めた「一般乗用旅客自動車運送事業における乗務距離の最高限度について」(以下「本件公示」という。)を公布した。それによると、隔日勤務者の運転最高限度は370^{キロ}メートル、日勤勤務者の運転する最高限度は280^{キロ}メートルであった。Yは、2024年11月から12月にかけて、Xの営業所に対する巡回監査を実施した。その際、乗務記録簿から、複数の運転手につき、本件公示で定められた乗務距離最高限度が遵守されていないこと、未遵守率は20%以上50%未満であったことが判明した。同じS交通圏でタクシー事業を営む競業他社Aが、本件公示違反(未遵守率5%以上20%未満)を指摘され、初違反であったことから10日車(日車とは、処分を受けて使用できなくなるタクシー車両の台数×日数)の利用停止処分を受けていた事実を知ったXは、「このままでは20日車の停止処分を受けるおそれがある」と憂慮していたところ、2025年1月10日、S運輸支局長より、「行政手続法13条に基づく弁明の機会を付与する(2025年1月31日まで)。」旨の通知を受け取った。そこでXは、同年1月14日、弁護士事務所を訪れた。

〈問題〉(配点100点)

1月14日時点において、Xは、どのような訴訟の提起を想定すべきか検討せよ(ただし、行政事件訴訟法に規定されている訴訟に限る。)。仮の救済について検討する必要はない。

○道路運送法

(種類)

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

(許可申請)

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 経営しようとする一般旅客自動車運送事業の種別

三 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種別（一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、路線定期運行（路線を定めて定期に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。）その他の国土交通省令で定める運行の態様の別を含む。）ごとに国土交通省令で定める事項に関する事業計画（以下略）

(許可の取消し等)

第四十条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

三 第七条第一号、第七号又は第八号に該当することとなつたとき

○道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）

(営業区域)

第五条 法第五条第一項第三号の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便

等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位とするものとする。

○旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年8月1日運輸省令第44号）

（乗務距離の最高限度等）

第二十二條 交通の状況を考慮して地方運輸局長が指定する地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者は、次項の規定により地方運輸局長が定める乗務距離の最高限度を超えて当該営業所に属する運転者を事業用自動車に乗務させてはならない。

2 前項の乗務距離の最高限度は、当該地域における道路及び交通の状況並びに輸送の状態に応じ、当該営業所に属する事業用自動車の運行の安全を阻害するおそれのないよう、地方運輸局長が定めるものとする。

3 地方運輸局長は、第一項の地域の指定をし、及び前項の乗務距離の最高限度を定めたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

○一般乗用旅客自動車運送事業における乗務距離の最高限度について （本件公示）

運輸規則22条1項、同2項の規定による乗務距離の最高限度を次のように定める。

1 指定地域 S 交通圏

2 乗務距離最高限度

日勤務運転者 370^{キロメートル} 日勤勤務運転者 280^{キロメートル}

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について （本件処分基準）

法40条の規定に違反した場合の利用停止処分の基準は以下の通りとする。

運輸規則22条1項 乗務距離の最高限度違反が

- | | |
|---------------------|-----------|
| ① 未遵守率5%未満の場合 | 警告（初違反） |
| ／10日車（再違反） | |
| ② 未遵守率 5%以上20%未満の場合 | 10日車（初違反） |
| ／30日車（再違反） | |
| ③ 未遵守率20%以上50%未満の場合 | 20日車（初違反） |
| ／60日車（再違反） | |
| ④ 未遵守率50%以上の場合 | 30日車（初違反） |
| ／90日車（再違反） | |